

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変 更 後		変 更 前	
【第1～第5 略】 【別表第1～別表第3 略】 別表第4 本人特定事項の確認方法 【1～5 略】 6 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1)イ及びへに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びホ、(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。 (1) 自然人（(3)に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか 【イ・ロ 略】 ハ、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、<u>児童扶養手当証書</u>若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 【ニ・ホ 略】 【(2)・(3) 略】	【第1～第5 同左】 【別表第1～別表第3 同左】 別表第4 同左】 【1～5 同左】 6 同左】 (1) 同左】 【イ・ロ 同左】 ハ、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、<u>児童扶養手当証書</u>、<u>特別児童扶養手当証書</u>若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 【ニ・ホ 同左】 【(2)・(3) 同左】		
備考 第56条の「」の語句は第56条の「」の語句と同義とする。			